

少年警察活動に関する訓令

平成 20 年 1 月 11 日
本部訓令甲第 1 号

〔沿革〕 平成 20 年 3 月本部訓令甲第 1 号、21 年 3 月第 8 号、9 月第 17 号、22 年 3 月第 1 号、24 年 3 月第 3 号、7 月第 8 号、26 年 3 月第 8 号、5 月第 11 号、27 年 3 月第 5 号、7 月第 9 号、28 年 3 月第 3 号、29 年 5 月第 6 号、令和 2 年 3 月第 2 号改正

（概要）

この規定は、少年警察の活動である街頭活動、少年相談、要保護少年及び児童虐待に係る活動等について定めたものである。